

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2024/12/27 号 (No.614)

=====

【ジェトロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェトロ・香港事務所では、「CNIPA、特許実施ライセンス契約関連データの更新版を発表」と題する記事を作成しました。

本記事は、12月20日に国家知識産権局（CNIPA）が発表した「2023年及び最近5年に届出された専利実施ライセンス契約関連データ」の概要を紹介するものとなります。是非ご一読いただければ幸いです。

○【香港発中国創新 IP 情報】CNIPA、特許実施ライセンス契約関連データの更新版を発表
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20241224.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェトロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

○ 法律・法規等

1. 国家市場監督管理総局、「公平競争審査条例実施弁法」の意見募集を開始(国家市場監督管理総局公式サイト 2024年12月25日)
2. 黒龍江省人代、「知的財産権保護条例」を可決 2025年施行へ(中国保護知識産権網 2024年12月23日)
3. 「反不正当競争法」改正案が審議へ 経済発展に対応した法整備を目指す(中国法院網 2024年12月21日)
4. 国家市場監督管理総局、「インターネット取引の法執行・調査協力暫定弁法」を公布 来年1月に施行へ(国家市場監督管理総局公式サイト 2024年12月20日)

○ 中央政府の動き

1. 第35回中仏知的財産混合委員会が北京で開催 両国の協力深化を確認(国家知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024年12月25日)
2. 2024年度の「専利集約型製品」公示、認定数と経済指標が大幅増加 (中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2024年12月25日)
3. 国家級知的財産情報公共サービス拠点は474カ所に(中国政府網 2024年12月23日)
4. フランス産業財産庁のフォール長官が国家市場監督管理総局を訪問 白副局長と会談(国家市場

監管総局公式サイト 2024 年 12 月 23 日)

5. 国家級知的財産権保護センター・快速維権センター、合計 124 か所に拡大(国家知識産権網 2024 年 12 月 20 日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 厦門市、知的財産権専門家リストを初公開 556 名が登録(中国知識産権報 2024 年 12 月 20 日)

【華南地域】

2. 高価値特許の転化促進イベント、広州で開催 東西地域の連携強化へ(中国知識産権資訊網 2024 年 12 月 23 日)

【その他地域】

3. 湖北省、専利ナビゲーション成果発表で未来産業の発展を後押し(国家知識産権網 2024 年 12 月 18 日)

○ 司法関連の動き

1. 北京・天津・河北・上海の裁判所が知的財産権合同会議を開催(中国保護知識産権網 2024 年 12 月 18 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

1. 福建省知識産権局、商標や地理的表示などに関する法執行典型事例を発表(国家知識産権網 2024 年 12 月 19 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中国の中小企業の特許産業化率、2024 年に過去最高を記録(中国政府網 2024 年 12 月 24 日)

2. 微信がブランド保護の成果を発表 偽造品対策を強化(中国知識産権資訊網 2024 年 12 月 24 日)

3. ジンコソーラー、日本企業を特許侵害で提訴 米国裁判所で争い(中国保護知識産権網 2024 年 12 月 20 日)

4. 浙江省、データ知的財産権の新たな活用事例を発表(国家知識産権網 2024 年 12 月 20 日)

○ 統計関連

1. 全国の大学や研究機関の特許譲渡・許諾は 5.5 万件に(中国政府網 2024 年 12 月 23 日)

2. 中国の知的財産権運用、2023 年に大幅成長 年次報告書が示す成果(中国知識産権報 2024 年 12 月 20 日)

=====

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含みます。

○ 法律・法規等

★★★1. 国家市場監督管理総局、「公平競争審査条例実施弁法」の意見募集を開始★★★

中国国家市場監督管理総局（SAMR）は、全国統一市場の構築を加速するため、「公平競争審査条例」の関連要求をさらに細かく規定し、制度の強化と実効性確保を目指す「公平競争審査条例実施弁法（意見募集稿）」を策定した。この草案は、事前の調査、専門家による検討、意見収集を経て作成され、現在、社会に向けた意見募集が行われている。

意見募集の締め切りは2025年1月24日である。

意見の提出方法は以下の通り：

▽同総局公式サイト（<http://www.samr.gov.cn>）でオンライン提出

▽電子メール gongshenchu@samr.gov.cn

▽書簡 北京市海淀区馬甸東路9号 国家市場監督管理総局 競争協調司 〒100088 （封筒には「公平競争審査条例実施弁法」フィードバック」と明記すること）

（出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2024年12月25日）

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2024/art_a6c83430230c4f04ab08c93d042cb4bd.html

★★★2. 黒龍江省人代、「知的財産権保護条例」を可決 2025年施行へ★★★

12月19日、黒龍江省人民代表大会常務委員会が開いた第19回会議で、「黒龍江省知的財産権保護条例」が可決され、2025年4月26日から施行されることが決まった。

この条例は、6章53条からなり、知的財産権の創造、保護、運用、管理、サービスの全過程を網羅している。主な内容として、▽高効率な知的財産権総合管理体制の構築▽市民に便利で、利便性の高い知的財産権公共サービス体系の構築▽イノベーションの発展を支える知的財産権の運営機構の整備▽知的財産権による科学技術成果の転換の強化▽老舗企業と商標の統合的な保護の促進—などの内容が規定されている。

（出典：中国保護知識産権網 2024年12月23日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/hlj/202412/1989697.html>

★★★3. 「反不正当競争法」改正案が審議へ 経済発展に対応した法整備を目指す★★★

「中華人民共和国反不正当競争法」の改正案が12月21日、第14期全国人民代表大会常務委員会第13回会議に提出され、審議が行われた。本改正案は、事業者の義務を合理的に明確化し、あらゆる事業者が公正に市場競争に参加できる良好な制度環境を整備することを目的としている。

現行の反不正当競争法は1993年に公布・施行され、2017年と2019年に二度の改正が行われてきた。これまでの法律の枠組みや主要な制度はおおむね実効性を持つとされるが、経済の急速な発展に伴い、法の運用において新たな課題が顕在化している。これらの課題に対処するため、さらなる改正

が求められていた。

今回の改正案では、近年の不正競争行為の摘発において直面した新たな状況や問題に対応するため、制度や規則が見直された。主な改正点は、不正競争防止に関する全体的な要求の明確化、不正競争行為に関する規定の充実、さらに監督管理および罰則規定の強化に重点を置いている。

今回の改正案が施行されれば、事業者間の健全な競争を促進し、経済全体の持続可能な発展にも寄与することが期待される。

(出典：中国法院網 2024 年 12 月 21 日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/12/id/8320943.shtml>

★★★4. 国家市場監督管理総局、「インターネット取引の法執行・調査協力暫定弁法」を公布 来年 1 月に施行へ★★★

中国国家市場監督管理総局（SAMR）は 12 月 20 日、インターネット取引の法執行と調査メカニズムを改善し、プラットフォーム経済の健全な発展を促進するための新たな指針として「インターネット取引の法執行と協力調査の暫定弁法」を発表した。この弁法は 2025 年 1 月 20 日から施行される予定である。

この弁法は全 18 条で構成され、本文と付録の 2 部分から成る。プラットフォーム経済の革新的発展を目標に掲げ、法執行協力の適用範囲、原則、主体、内容、対象、プロセス、データフィールドなどを明確に規定している。

特に、法執行支援と調査の具体的な内容を明文化している。市場監督部門は法令に基づき、プラットフォーム運営者に対して運営者の身元情報、製品やサービスの情報、支払い記録、物流・配送の記録、返品・交換の対応状況、アフターサービスなどの取引情報を提供するように要求できることが示されている。

さらに、法執行協力の対象となる事業者を三つのカテゴリーに分類している。一つ目は、ネット取引プラットフォーム運営者、二つ目はネット取引サービス（例えばネット取引の場や商品の閲覧機能、オンライン決済機能など）を提供する事業者、三つ目はネット取引事業者に対し宣伝、決済、物流・配送などのサービスを提供する事業者である。

SAMR は、この弁法の制定を契機に、効率的で円滑なネット取引法執行協力メカニズムの構築を推進し、ネット取引秩序をより一層規範化するとともに、消費者と事業者の合法的權益を守り、プラットフォーム経済の健全な発展を後押しする考えを示している。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2024 年 12 月 20 日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2024/art_01a3ab305d3b433286b2aaabb5928bf2.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 第 35 回中仏知的財産混合委員会が北京で開催 両国の協力深化を確認★★★

第 35 回中仏知的財産混合委員会が先日、北京市で開催された。この会合には、中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長とフランス産業財産庁（INPI）のパスカル・フォール長官が出席した。会

議では、両国の知的財産権分野における最新の動向、中小企業向け知的財産権サービスの強化、人工知能（AI）と知的財産権に関する課題など、多岐にわたる議題について意見交換が行われた。

今年の中仏国交樹立 60 周年という節目の年である。申局長は、これまで両国が特許審査ハイウェイ（PPH）や地理的表示の分野で実現してきた協力の成果を評価したうえで、今後、知的財産権の転換・活用や人工知能の応用といった新たな分野での交流深化に期待を寄せた。

一方、フォール長官は、「中国の整備された知的財産権環境は、フランス企業が中国に継続的に投資する信頼感を高めている」と述べ、協力分野をさらに広げることで、互恵的でウィンウィンの関係を一層推進していく意向を示した。

会議終了後、両長官は「第 35 回中仏知的財産権混合委員会議事録」に署名し、今後の協力に向けた具体的な取り組みを確認した。

(出典：国家知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024 年 12 月 25 日)

https://mp.weixin.qq.com/s/d7_mNYDsKVY9ohpu-wGm4A

★★★2. 2024 年度の「専利集約型製品」公示、認定数と経済指標が大幅増加★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）知識産権運用促進司の王培章司長は、12 月 23 日に開かれた定例記者会見で、中国専利保護協会が認定基準に基づき、2024 年度の「専利集約型製品」の公示を行ったことを明らかにした。公示対象は 3000 件以上に上り、これらの製品の年間総生産額は 9000 億元を超え、年間輸出総額も 1300 億元を上回るという。

2023 年、中国専利保護協会は初めて「専利集約型製品」として 2383 件を認定した。2024 年度の認定予定数は、製品数、年間総生産額、輸出総額のいずれも前年比で 3 分の 1 以上増加している。

「専利集約型製品」とは、主に専利（特許、実用新案、意匠）に依拠して市場競争に参加し、強い市場競争力を持つ製品を指す。2024 年以降、国家知識産権局は「専利集約型製品」の育成と普及に向けた一連の措置を講じてきた。特に、ハイテク企業や専精特新企業に焦点を当て、企業による専利製品の登録作業を推進した。その結果、9 月末までに登録された専利製品は約 5.7 万件に達し、2023 年の倍増となった。また、企業の登録参加意欲が顕著に向上している。

さらに、専利集約型製品の普及促進にも注力している。浙江省では第 2 回全国専利集約型製品展示会が開催され、専利技術の供給と需要を結びつけるイベントや知的財産権を活用した融資のプロモーション活動などが行われた。これにより、専利集約型製品への社会的関心と影響力が高まっている。

王培章司長は、次の段階として、同局は「専利集約型製品」の普及促進と「専利集約型産業」の育成指導を一層強化し、この産業のさらなる発展を推進していく方針を示した。

(出典：中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2024 年 12 月 25 日)

https://mp.weixin.qq.com/s/aTol-qTyf_Sc_IXVz-sRvA

★★★3. 国家級知的財産情報公共サービス拠点は 474 カ所に★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は、知的財産公共サービスの普及と改善に向けた新たな取り組みを進めていることを、12 月に行われた記者会見で発表した。現在、同局が設立した国家級の知的財産

情報公共サービス拠点は 474 か所に達し、地方都市レベルの包括的な知的財産サービス機関のカバー率は 50%以上となっている。これらの機関は、中小企業などの事業者に対して累計で 300 万件以上の支援を行っている。

同局の知的財産権運用促進司の王培章司長は、特に大学や研究機関における既存の特許の活用を強力に推進していることを説明した。具体的には、45 万社以上のイノベーション企業が既存特許の評価とマッチングに参加し、企業のニーズと特許供給の精確なマッチングを実現しているという。

また、王司長は、2024 年に行われた特許の転化と活用に関する活動についても紹介した。今年 1 年間で 1 万 6000 回以上の関連イベントが開催され、そのうち 6000 回以上はプレゼンやプロモーションイベントであり、2 万件以上の特許が具体的な商業化または提携の意向に結びついた。

さらに、同局は各部門や地方政府と連携し、約 2 万社の中小企業を対象に特許産業化を促進する成長計画を展開した。中小企業が直面する共通の課題や難題に対応するため、地域ごとに適した知的財産権、産業、金融などの支援策を 600 以上策定し、中小企業が政策、技術、資金といった支援を迅速かつ効率的に受けられるようにした。

(出典：中国政府網 2024 年 12 月 23 日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202412/content_6994157.htm

★★★4. フランス産業財産庁のフォール長官が国家市場監督管理総局を訪問 白副局長と会談★★★

12 月 18 日、フランス産業財産庁（INPI）のパスカル・フォール長官が国家市場監督管理総局を訪問し、白清元副局長と会談を行った。会談では、中仏間の協力関係を深めるため、知的財産権保護に関する意見交換が行われた。

双方は、知的財産権保護の法執行分野において、実務的かつ建設的な対話と協力を進めることで合意した。また、知的財産権保護の能力と水準の向上を図り、権利者および消費者の合法的な権益を守るため、共同で取り組むことを確認した。

会談後、双方は知的財産分野の法執行および模倣品取締りに関する協力覚書に調印した。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2024 年 12 月 23 日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2024/art_26aa535349324028872e94fbfb9b817a.html

★★★5. 国家級知的財産保護センター・快速維権センター、合計 124 か所に拡大★★★

知的財産権保護体制の強化と国家戦略支援の一環として、国家級の知的財産権保護機構を軸に、段階的配置と連携を図る体系の構築が進められている。このほど、中国国家知識産権局（CNIPA）は、新たに 3 か所で国家レベルの知的財産保護機構の設立を承認した。

具体的には、寧夏回族自治区と四川省綿陽市において、国家級知的財産保護センターが設立されることとなった。寧夏では新材料と先端設備製造産業、四川綿陽では新材料とスマート製造産業を対象とした迅速な協調保護業務が展開される予定である。また、福建省徳化県には、陶磁器産業を対象とした知的財産快速維権センターが設立され、特許侵害への迅速な対応を目指す。

これにより、全国で建設中および稼働中の国家級知的財産保護センターは 76 か所、快速維権センターは 48 か所に達した。これらは全国 29 の省・自治区・直轄市に分布しており、地域ごとの特色を活かしながら知的財産権保護の強化に取り組んでいる。この動きは、地域間での知的財産権保護の充実と産業の発展を支援する重要な役割を果たすとみられている。

(出典：国家知識産権網 2024 年 12 月 20 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/20/art_55_196738.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 廈門市、知的財産権専門家リストを初公開 556 名が登録★★★

福建省・廈門市市場监督管理局（知識産権局）はこのほど、知的財産権専門家リストの初回メンバー名簿を公表した。

今回選ばれた専門家は 556 名に上り、大学や研究機関、企業、サービス機関から集められた知的財産権分野、技術分野、財務分野の専門家で構成されている。これらの専門家は、それぞれの専門分野において高度な理論的知識と豊富な実務経験を有している。

登録された専門家は廈門市における知的財産権関連の地方法規や政策、地方や業界、企業の知的財産権戦略の研究・策定に携わるほか、政府や企業への助言を行う。また、知的財産権関連プロジェクトの審査や評価、表彰、成果検証、研究課題の調査、大規模な研究開発、経済貿易、投資および技術移転活動における知的財産権評価やリスク予測の研究などにも参加する予定である。

専門家リストの運用を円滑にするため、廈門市市場监督管理局は併せてリスト管理制度を策定した。この制度は「構造の合理性、科学的管理、開放的共有、規範的運用」を基本原則としており、専門家の権利と義務を明確化した上で、リストの動的な管理を行うとしている。

(出典：中国知識産権報 2024 年 12 月 20 日)

<https://sz.iprchn.com/bz/html/content.html?date=2024-12-20&pageIndex=2&cid=1&articleId=94a624ac-3cae-4a9f-b176-bf871d8745c8&articleIndex=3&pageId=cf492272-5d60-4a02-b397-5c27cf500271>

【華南地域】

★★★2. 高価値特許の転化促進イベント、広州で開催 東西地域の連携強化へ★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）の指導のもと、広東省市場监督管理局（知識産権局）が主催する「東部・西北部大学・研究機関高価値特許マッチング転化活動」がこのほど、中国・シンガポール広州ナレッジシティ（中新広州知識城）で開催された。このイベントには、福建、江西、青海、寧夏、新疆などの市場监督管理局（知識産権局）の関係者、東部および西北地域の大学や研究機関の責任者、企業やサービス機構の代表者らが参加した。

このイベントでは、各省（自治区）の知的財産権部門が「東部・西北部大学・研究機関高価値特許転化協力枠組協議書」を締結した。この協議書により、技術、資本、人材といった資源の効率的な配置と結合が一層促進され、東部と西北地域が手を携えて高品質な発展を目指す新たな基盤が築かれ

ることが期待されている。

また、各省（自治区）の知的財産権部門は、地域内における特許資源の活用促進を目的とした「保有特許活用データベース」を発表した。このデータベースには、特許転化に関する 12 万件以上のデータと 1000 件以上の技術需要が収録されている。さらに、人工知能やビッグデータ技術を活用し、オンライン上で特許と企業を効率的にマッチングする仕組みが備えられている。これらの取り組みにより、特許の質や活用スピード、効率の向上が期待されており、東部と西北部のさらなる発展に向けた強固な基盤が形成されつつある。

(出典：中国知識産権资讯网 2024 年 12 月 23 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141176

【その他地域】

★★★3. 湖北省、専利ナビゲーション成果発表で未来産業の発展を後押し★★★

湖北省知識産権局はこのほど、専利ナビゲーション（専利導航）成果発表会を開催した。同発表会では、量子計算、北斗（衛星測位システム）、ハイエンド医療機器産業に関する専利導航の成果が発表されるとともに、知的財産権が湖北省の未来産業の高品質な発展にどのように寄与するかについて意見交換が行われた。

発表された成果には、「湖北省量子計算産業専利導航研究報告書」「湖北省北斗産業専利導航プロジェクト報告書」「湖北省高端医療機器産業専利導航プロジェクト報告書」の 3 つの報告書が含まれている。これらの報告書はそれぞれ、未来分野の産業、湖北省の強みを持つ産業、そして戦略的新興産業を代表し、3 大産業の現状を踏まえた分析を行っている。産業構造、業界競争、協働イノベーション、特許育成など、多角的な視点から掘り下げられており、これら産業の革新と発展に向けた具体的な提案を示している。

さらに、これらの報告書は、イノベーションを担う主体にとって重要な参考資料としての役割を果たしている。湖北省の未来産業における強みやリスクを明確化し、地域間での産業協力や技術革新を推進するほか、科学的人材の誘致や全省的な産業発展戦略の策定に向けて、重要な指針を提供している。

(出典：国家知識産権網 2024 年 12 月 18 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/18/art_57_196715.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 北京・天津・河北・上海の裁判所が知的財産権合同会議を開催★★★

12 月 12 日午後、北京インターネット法院、天津市濱海新区人民法院、河北省容城县人民法院、上海市浦東新区人民法院が合同裁判官会議を開催し、知的財産権の司法保護に関する取り組みや課題について意見を交わした。

各裁判所は、2024 年における知的財産権関連の裁判業務の基本状況を報告するとともに、審理した事件の特徴や直面している課題について共有した。その後の討議では、司法実務における難問課題

に関する議論が行われた。

また、会議では「著作権の司法保護とガバナンス協力の強化に関する枠組み協定」の実施状況についても確認された。この協定は、北京、天津、河北の3地域間、および北京と上海間で締結されており、地域協同発展戦略の推進や知的財産権に対する法的保障の強化、地域をまたぐ著作権保護の司法連携促進に寄与する重要な枠組みであると評価された。

4 地方の裁判所は、業務交流の継続的強化、相互間の知的財産権司法保護の連携強化、協力協定のさらなる徹底を今後も引き続き推進することに合意した。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 12 月 18 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffz/202412/1989659.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

★★★1. 福建省、商標や地理的表示などに関する法執行典型事例を発表★★★

12 月 12 日、福建省知識産権局が 2024 年度の商標・地理的表示・公式標識などに関する法執行の典型的事例を発表した。

今回発表された典型的事例には、地理的表示（GI）の専用標識の冒用や悪意の登録商標出願、登録商標専用権の侵害などに関わる 12 件が含まれる。民生分野における重点商品や重点商標に対する行政保護活動の代表的な事例であり、今後の法執行活動を指導し、どのような行為が違法とみなされるかを明確にするための重要な参考となる。

福建省知識産権局は今後、知的財産権に関する法執行体制のさらなる整備と業務指導の強化を通じて、権利侵害行為を厳格に取り締まり、イノベーションを支える市場環境作りに引き続き取り組む方針である。

(出典：国家知識産権網 2024 年 12 月 19 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/19/art_57_196722.html

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中国の中小企業の特許産業化率、2024 年に過去最高を記録★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は 12 月 23 日に記者会見を開き、2024 年における中小企業の有効特許の産業化率が 55.1%に達したと発表した。前年より 3.6 ポイント上昇したこの数値は、「第 14 次五カ年計画」期間中で最高記録となる。

特に、小規模企業の産業化率は 57.8%、零細企業は 36.7%といずれも 2 年連続で上昇している。さらに、中小企業が保有する有効特許のうち、独自開発による特許の割合は 75.3%に達し、前年より 3.9 ポイント増加した。

工業情報化部中小企業局の商超副局長は記者会見で、同部が新たに発表した「中小企業専精特新（専門化・精密化・特徴化・新規性）発展評価指標体系」について説明した。この指標体系は、専門化、精密化、特色化、革新能力、成長性など 23 項目で構成され、そのうち知的財産に関する指標が

全体の 18%を占める。

全国ではこれまでに累計 14 万社以上の「専精特新」中小企業が育成されており、その中で国家レベルの「専精特新」の「小巨人」企業が 1 万 4600 社存在している。2024 年には「小巨人」企業の技術革新が特に顕著であり、発明特許の総数は 32 万 7400 件に達し、企業 1 社あたり平均 22.3 件を保有している。この数値は全国企業の特許総量の 11%を占める。研究者 1000 人あたり 364 件の特許を有し、1 億元の研究開発費用ごとに 72.7 件の特許を創出している。

また、約 4 分の 1 の「小巨人」企業が産学官連携による特許出願を行い、16.5%が大学や研究機関から特許技術成果を譲受している。これにより、企業の技術革新と知的財産活用の新たなモデルが形成されつつある。

(出典：中国政府網 2024 年 12 月 24 日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202412/content_6994218.htm

★★★2. 微信がブランド保護の成果を発表 偽造品対策を強化★★★

中国最大のメッセージアプリ「微信（WeChat）」の法務チームは 12 月 19 日、「2024 微信ブランド保護報告書」を発表した。この報告書では、過去 1 年間における微信のブランド保護に関する主要な取り組みと成果が紹介されている。

報告書によると、ブランド権利者との協力の結果、微信上で確認された偽造品販売アカウントの数は、4 年連続で減少しているという。2024 年には、合計で 3.9 万件的偽造品販売アカウントが処罰され、そのうち 1.2 万件的アカウントが永久的に停止された。また、「微信视频号（WeChat 動画チャンネル）」上では、1.27 万件的偽造品販売アカウント、12 万以上の偽造品販売ライブ配信ルームが法執行当局によって摘発された。さらに、ユーザーの苦情を基に調査した結果、2.3 万件以上のライブ配信ルームも当局の取り締まりの対象となった。

「微信小商店（WeChat ミニショップ）」においても、疑わしい偽造品やブランド資格を持たない事業者による 2.2 万件以上の開店申請がブロックされ、14 万件以上の疑わしい商品の出品申請が却下された。

また、微信はブランドや著作権の権利保護を強化するため、ユーザー規約や利用規範、運用ルールを統合した包括的な規則体系を構築している。これまでに数百件の規則や契約書に 300 を超える知的財産権保護条項が追加された。

このほか、権利者が迅速に権利行使できるように、微信は複数の革新的な権利保護ツールを導入し、利便性を大幅に向上させた。今年 12 月時点で、微信ブランド保護プラットフォームには 640 のブランドが登録されており、アジア、ヨーロッパ、北米、オセアニアを含む多地域に対応している。また、国内外のブランド権利者と 800 回以上のオンラインおよびオフライン交流を行い、ブランド保護体制の改善を進めている。

(出典：中国知識産権资讯网 2024 年 12 月 24 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141184

★★★3. ジンコソーラー、日本企業を特許侵害で提訴 米国裁判所で争い★★★

中国の太陽光発電（PV）産業をリードする大手企業、晶科能源（ジンコソーラー、JinkoSolar）がこのほど、米国カリフォルニア北区地方裁判所において特許侵害の訴訟を提起した。同社は、日本の太陽光パネルメーカーである VSUN Solar およびその関連法人が自社の特許を侵害したとして法的措置に踏み切った。

ジンコソーラーは、さらなる侵害行為を防ぐために「中間的および永久的な差止命令（PI）」の発令を求めている。同社副社長は最近の声明で、特許戦略においてより攻撃的なアプローチを採用する方針を明らかにしており、特許権の保護に向けた取り組みを強化する構えである。

本件は、太陽光発電業界全体にとって注目すべき事例である。今回の訴訟は、今後予想される一連の太陽光パネル製造業者間の特許を巡る紛争に影響を与える可能性があると思われる。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 12 月 20 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zt/202412/1989594.html>

★★★4. 浙江省、データ知的財産権の新たな活用事例を発表★★★

先日、第 7 回世界浙商大会の「データ知的財産権のエコシステム構築と浙江ビジネスの新たな飛躍に向けた支援イベント」において、浙江省データ知的財産権登録センターは、農業、医療、公共交通などの分野で活用されているデータ知的財産権に関する 20 件の典型的な事例を発表した。これには、「花椎茸の栽培環境モニタリング・分析データ」「大橋斜張ケーブルの張力モニタリングデータ」「AIS（船舶自動識別システム）の東シナ海海域データ」などが含まれている。

今回発表された事例は、データ知的財産権が様々な業界で活用され、いかにしてその潜在能力を引き出しているかを示している。特に、データの発掘から登録、そして実際の利用に至るまでの一連のプロセスにおける事例が網羅されており、その多様な活用方法が明らかになった。

また、これらの事例は、従来のライセンス使用や保険、信用強化といった従来型の利用方法に加え、「先用後払い」や「資産登録」などの新たなアプローチを取り入れており、データ知的財産権の新たな可能性を示している。これにより、データ活用の幅が広がり、各地域でのデータ知的財産権改革のさらなる推進や、企業によるデータ資源のより効果的な発掘と活用に向けて、重要な参考例を提供するものとなった。

(出典：国家知識産権網 2024 年 12 月 20 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/20/art_57_196791.html

○ 統計関連

★★★1. 全国の大学や研究機関の特許譲渡・許諾は 5.5 万件に★★★

今年 1 月から 11 月にかけて、全国の大学や研究機関による特許譲渡・許諾の件数は 5.5 万件に達し、前年同期比で 19.1%増加した。

国家知識産権局（CNIPA）知的財産権運用促進司の王培章司長は、12 月 23 日の記者会見で、近年、CNIPA が各部門や地方自治体と協力し、産学研の連携強化を推進していると述べた。特に、中小企業

と大学、研究機関の技術革新や技術移転の促進に力を入れており、特許の産業化を通じて中小企業の成長を加速させていると強調した。

これまでに 110 校の大学で知的財産権に関するモデル事業を支援し、1 万 531 社の知的財産権優位企業を育成してきた。また、産学研の各分野で知的財産権の管理能力と革新力の向上を図っている。

王司長はさらに、「今後も大学や研究機関が保有する既存特許を活性化し、産学研の深い融合を進めるとともに、大学や研究機関の特許の質を高め、特許の転換や実用化の道を広げる」と述べた。加えて、「特許転換の運用モデルを拡大し、中小企業の革新と発展を強力に支援していく」との方針を示した。

(出典：中国政府網 2024 年 12 月 23 日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202412/content_6994158.htm

★★★2. 中国の知的財産権運用、2023 年に大幅成長 年次報告書が示す成果★★★

「中国知的財産権運用年度報告（2023 年版）」が近日、正式に発表された。この報告書は、データ分析と典型的な事例を組み合わせ、専利（特許、実用新案、意匠）の移転・転化、資金調達サービス、制度構築の 3 つの章立てで、2023 年における中国の知的財産権運用の全貌を体系的かつ包括的に描き出している。

報告書によると、昨年、全国の専利運用回数は 60 万 4000 回に達し、前年から 19.05%増加した。中国国内の有効特許産業化率は 54.3%に上昇し、過去 5 年間で最高の水準となった。また、企業による特許の産業化率は 51.3%に達し、前年比で 3.2 ポイント上昇、5 年連続で増加している。

専利の主要な運用方法としては専利の譲渡が依然として最も多く、2023 年の譲渡回数は 40 万 6000 回で、2022 年から 5.9%増加した。特に金属製品や機械設備の修理業が活発に活動している点が注目される。一方で、特許ライセンスの成長も顕著で、2023 年のライセンス回数は 6 万 5000 回に達し、前年比 151.6%の大幅な伸びを記録した。さらに、大学による特許ライセンスの回数も急増しており、147.1%の増加を示した 2 万回に達し、全体に占める比率は 30.6%にまで上昇した。

国家知識産権局は毎年この報告書を編纂・発表しており、政府部門、企業、関連業界の従事者にとって知的財産権運用業務の指針として活用されている。

(出典：中国知識産権報 2024 年 12 月 20 日)

<https://sz.iprchn.com/bz/html/content.html?date=2024-12-20&pageIndex=2&cid=1&articleId=fc01223a-a4c1-4872-9ad6-24ba7288d2d3&articleIndex=1&pageId=cf492272-5d60-4a02-b397-5c27cf500271>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 3 回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交

換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。
ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved